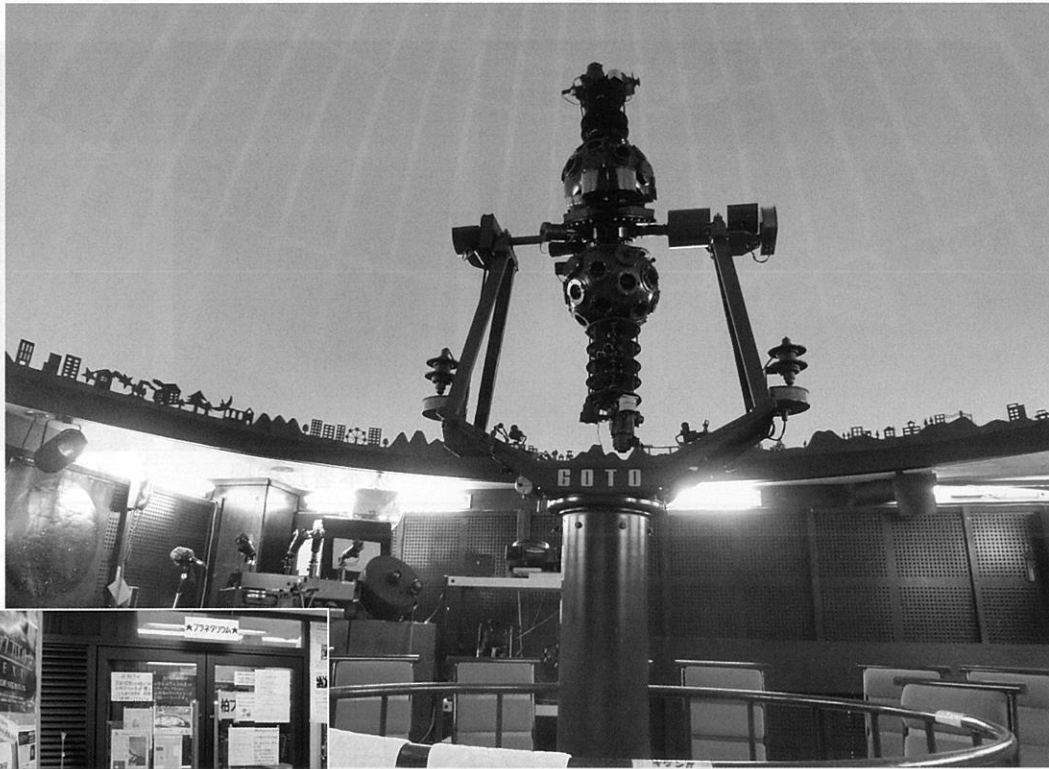


会報

(発行所) 一般社団法人 柏法人会
〒277-0023 柏市中央1-1-1
TEL 04-7163-3393
FAX 04-7166-6629
(発行人) 会長 小田山 博 史
(編集) 広報 委員 会
(編集責任者) 広報委員長 横尾 好 永
(印刷所) 広報委員 (株)秋元印刷

■URL <http://hojinkai.zenokuhojinkai.or.jp/kasiwa> ■E-mail kasiwa-h@basil.ocn.ne.jp

柏税務署人事異動報告



柏プラネタリウム

◀プラネタリウム入口

令和4年度 会員増強運動始まる

会員数/千葉県35,638社 柏法人会 4,228社 (令和4年9月末日)

■表紙解説

柏プラネタリウム

柏プラネタリウムは、市立図書館本館の2階、プラネタリウム室で50年近く星空を映し続け、子供達を中心にたくさんの方々に親しまれてきました。

写真は、株式会社五藤光学研究所が1975年に製造したGE-6という投影機で、1976年の本館開館から、メンテナンスをしながら大切に使用しています。この時代のマニュアル式投影機が現役で稼働している例は全国でも少なくなってきたという事です。

また、投影するドームは直径6メートルしかなく、客席も約40と少ないですが、投影者と客席が近く、投影者からの一方通行ではない、交流のある投影を行っています。

運営は、柏プラネタリウム研究会の有志スタッフが担っており、その日の見える星空、宇宙の謎や星座の物語を中心に、毎月手作りの番組を投影しています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、休演していましたが、2022年7月から投影を再開しています。投影日時等の詳細については、柏市立図書館のホームページをご確認ください。

(場所)

柏市柏5丁目8-12

柏市立図書館本館

(電話番号)

04(7164)5346

柏法人会会員

- 法人税確定申告書「別表1」に貼付する法人会の会員シールは裏表紙に印刷されています。
- e-Taxご利用の場合は「法人事業概況説明書」の「16加入組合等の状況」欄に(一社)柏法人会と入力して下さい。

よつば総合法律事務所の 法律広場



Q 問 求人を出していたところ応募があり、とても良い人材と感じましたので内定を出しました。ただ、その後事情がかわり、その人を雇うことができなくなりました。内定を取消したいと思いますが、可能でしょうか？

A 答 内定者と話し合っって自主的に内定を辞退して頂けるのであればよいと思いますが、内定者の意思に反して内定を取消す場合には、内定取消しが無効となる可能性もありますので慎重に行う必要があります。

1 内定の法的性格

内定に関する流れについては、法人により求人の募集がなされ、その募集に対して就労希望者が応募する。そして、法人が書類を吟味し面接等も行った上で、採用内定の通知を出し、予定された就労開始日が到来して就労が開始されるというのが典型的な流れです。

このように内定は、就労希望者の就労したいという申し込みに対して、法人がその申込を応諾することであり、内定を通知した時点で労働契約は成立し、法的には入社予定日を就労の始期とする労働契約が成立したといえます。

2 内定取り消し

一方で、内定は就労前に締結するものであり、内定取消事由が生じた場合には解約することができるという解約権が留保されている労働契約ともいえます。

内定取消事由としては、重大な経歴詐称、重大な犯罪行為、健康診断で重大な問題があることが判明した、法人の業績が悪化してしまったなどの事由が一般的には考えられます。

ただし、このような事由が判明・発生したとしても、内定者としては、内定取消しをされてしまうと再度別の就職先を探すことには困難が伴い生活に重大な影響がでる可能性もあります。

そのため、法人の内定取消しが有効になる場合としては、内定当時知ることができず、また知ることが期待できない事実が後に判明し、それにより内定を取り消すことが客観的に合理的と認められ社会通念上相当として是認できる場合に限るとされています(大日本印刷事件 最高裁判決昭和54年7月20日参照)。

3 留意すべき点

法人に内定取消の余地を残すためには、書面で内定取消事由を記載しておき、法人に解約権が留保されていることを明確にすべきです。

また、内定を取消さなければならない事態が生じた場合にも、可能な限り内定者と協議を重ねて納得して頂いた上で内定を辞退頂くことが、リスク回避の点からもまた、内定者の気持ちや生活等の面からも好ましいと考えられます。そのため、安易に内定取消しを行うのではなく、内定者の立場にもできる限り配慮した話し合いを重ねていくことも重要です。



弁護士法人よつば総合法律事務所
弁護士 小林義和

4 まとめ

法人としては良い人材を確保することは、事業を継続していく上で必要不可欠ですので、良い人材から就労意思が示された際には、早めに内定を出して良い人材に来てもらえるようにすることは有用です。

ただ一方で、安易に内定を出してしまうと、内定取消事由を記載していたとしても、内定を取り消すことには困難を伴います。

そのため、内定を出す際には、対象者のことを十分知った上で、少しでも気になるやひっかかる点があった場合にはそれが解消できるように十分に吟味した上で、大丈夫と判断した場合にのみ内定を出すなどの慎重な対応をとる必要があると思います。

(弁護士法人よつば総合法律事務所 弁護士 小林義和)

弁護士法人よつば総合法律事務所(弁護士11名,スタッフ9名)では,柏法人会の会員の皆様を対象とした無料相談を行っております。ご相談の際は柏法人会又は当事務所まで直接ご連絡下さい。(当事務所に直接のご連絡の際は,柏法人会会員である旨をお伝え下さい。)

弁護士法人よつば総合法律事務所

柏市柏1-5-10 水戸屋壱番館ビル4階

TEL 04 - 7168 - 2300 (電話受付時間平日9時から18時)

事務所HP <http://www.yotsubasougou.jp/>

代表社員弁護士 大澤一郎